

ビジネスパートナー行動指針

はじめに

ファーストリテイリンググループ(以下「FR グループ」といいます)は、本当に良い服を創造することで、世界中のあらゆる人々の暮らしの充実に貢献し、社会との調和ある発展をめざすことを使命と考えています。この使命を達成するためには、お客様の立場に立脚し、正しさへのこだわりを通じて、この使命を共有できるビジネスパートナーの皆様と、公正で、互いに実りある関係を構築することが必要であると考えています。そこでFR グループはビジネスパートナー行動指針(以下「本指針」といいます)を制定し、ビジネスパートナーの皆様にお願ひしたいことを基本原則として明文化しました。本指針の趣旨をご理解いただき遵守をお願いいたします。

1. 適用範囲

- ① 本指針は、FR グループと取引を行い、またはFR グループに代わり商品・サービスの提供を行う世界中のすべての企業・団体・個人事業主(本指針において「ビジネスパートナー」といいます)に適用されます。また、ビジネスパートナーは、FR グループとの取引に関連して自ら取引を行う事業者(以下「関連事業者」といいます)に対しても、本指針の遵守を求めるものとします。
- ② ビジネスパートナーは、FR グループとの別途の合意に基づく、より厳格な遵守事項がある場合、当該合意内容に従うものとします。

2. 運用

- ① FR グループは、本指針に定める事項を遵守していただけるビジネスパートナーとの間で契約を締結し、取引開始後も本指針の遵守状況を取引継続の判断要素の一つとさせていただきます。
- ② FR グループは、本指針の遵守状況を確認できるよう、ビジネスパートナーおよび関連事業者に対し、アンケートへの回答・実地監査の受入れ・関連資料の提出など(以下総称して「監査」といいます)のご協力をお願いすることがあります。また、FR グループは、本指針に違反している(またはそのおそれがある)と認識した場合、ビジネスパートナーおよび関連事業者に対し監査を実施できるものとします。
- ③ ビジネスパートナーが本指針に違反した場合、FR グループは、ビジネスパートナーとの取引を中止することがあります。また、関連事業者が本指針に違反した場合、FR グループは、ビジネスパートナーに対し、当該関連事業者との取引の見直しを求めることができ、当該関連事業者による違反が是正されない場合は、ビジネスパートナーとの取引を中止することがあります。
- ④ FR グループは、本指針を、各国・各地域において適用される法令の範囲内で運用します。

3. 違反報告と是正措置

ビジネスパートナーは、自己または関連事業者が本指針に違反した(またはそのおそれがある)と認識した時点で、FR グループに直ちに報告します。また、その違反を是正する措置をとり、是正状況をFR グループに報告します。

4. 本指針の改訂について

本指針は、時代の変化や社会の要請に応じ内容を改訂していきます。この場合、FR グループホームページに公開します。

基本原則

ビジネスパートナーは、以下の基本原則を遵守するものとします。

1. 法令遵守

- ① 事業活動に適用されるすべての法令を遵守する。
- ② 自社および従業員の法令違反や不正を予防し、問題発生時に早期対応できる仕組みづくりを行う。

2. 製品・サービスの品質・安全性の確保

製品・サービスが、事業活動を行うすべての国・地域の適用法令に定める安全基準を満たすとともに、FR グループとの契約に定められた基準に従い品質管理を徹底する。

3. 腐敗防止

- ① 公務員や政府関係者に対し、賄賂やファシリテーション・ペイメント(通関・ビザなどの行政手続を円滑に行うために要求される法令に基づかない少額の支払)などの違法な報酬・謝礼などを提供しない。
- ② FR グループ各社を含む全ての取引先との間で、各国・各地域の適用法令に反した、または社会常識の範囲を超えた接待・贈答・報酬・援助金などの授受を行わない。

4. 公正な取引

- ① 独占禁止法などの関連法令を遵守し、公正で自由な競争を阻害する行為を行わない。
- ② FR グループの役員、従業員との間で、FR グループの利益と相反するか、または相反すると疑われる取引を行わない。また、自己と FR グループ各社との契約が自己と第三者との契約に違反するか、または FR グループ各社との間で第三者の権利を侵害するような取引を行わない。
- ③ 各国・各地域におけるビジネス慣行を尊重しながら、倫理的で透明性をもった事業活動を行う。

5. 人権尊重

- ① 従業員の人権と一人ひとりの多様性を尊重し、採用・報酬・昇進・退職などの処遇に関し、人種・民族・国籍・出身地・年齢・性別・宗教・思想・性的指向・障がい・妊娠・婚姻状況などを理由とする、不当な差別行為を行わない。
- ② 暴力・誹謗・中傷・威迫による業務の強制や、各種ハラスメントなどによる人権を侵害する行為を行わない。
- ③ 本人の意に反する強制労働や、各国・各地域の法令による就業の最低年齢に満たない児童労働・人身売買などを行わない。

6. 労働・職場環境の整備

- ① 各国・各地域の適用法令に定められた最低賃金以上の賃金・超過勤務手当などの支払を行う。
- ② 各国・各地域の適用法令に定められた労働時間(残業・休暇を含む)を遵守する。
- ③ 事業活動に関わるすべての人々のために、安全で衛生的な職場環境を整備する。
- ④ 従業員が労働組合を結成する権利、これに加入する権利および友好的に団体交渉する権利を尊重する。

7. 情報セキュリティ

- ① FR グループはじめ取引先の未公開情報および個人情報、各国・各地域の適用法令に従い厳重に管理し、第三者に漏洩せず、かつ目的外使用しない。
- ② 自他問わず情報漏洩による損害を生じさせないよう、サイバー攻撃の脅威に対し適切な防御策を講じる。

8. 知的財産の保護

- ① 自己が保有する知的財産を第三者に侵害されたり不正使用されたりしないよう適切に管理する。
- ② 第三者の知的財産の無断・不正使用などの権利侵害を行わない。

9. 社会との共生

- ① 地域社会の一員として文化・習慣などを理解し、その発展に貢献するよう努める。また、国際社会において直面する課題を把握しその解決に努める。
- ② 反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、あらゆる不当要求を拒否し、一切の関係を遮断する。

10. 地球環境への配慮

- ① 自然環境や生態系への悪影響を最小限に抑え、同時に人々の安全と健康を確保する。
- ② 環境保全の重要性を認識し、事業活動の様々な場面において、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物・化学物質などの適正管理、水・エネルギー・資源の効率的利用、生物多様性保全を推進し、持続可能な環境・社会に配慮した経営に努める。

制定：2015年6月2日

改訂：2018年12月4日／2020年3月23日